

写

市地活第176号

平成20年9月4日

各区局事業本部長

市民活力推進局長

### 自治会町内会に対する依頼業務の軽減及び行事出席等の負担軽減について（依頼）

自治会町内会に対する依頼業務については、各区局事業本部において「自治会町内会に対する依頼業務の取扱いについて（平成17年4月1日市協地第262号副市長依命通達）」により負担軽減に努めていただいていることと思います。引き続き自治会町内会への依頼業務の削減に取り組みたいと思いますとともに、行事等の参加依頼にあたっては、次の事項について特に留意していただくようお願いします。

また、関係団体（外郭団体等）へも各所管課から周知をお願いします。

#### 1 依頼事項

- (1) 自治会町内会（区連合町内会長、地区連合町内会長、自治会町内会長、他の役職者など）への行事・会議・研修への出席及び参加依頼については、必要最小限にとどめてください。
- (2) 自治会町内会（区連合町内会長、地区連合町内会長、自治会町内会長、他の役職者など）への行事等の参加依頼にあたっては、必要に応じて案内状などに「祝金は辞退する」旨明記するよう、徹底をお願いします。

#### 2 添付資料

- (1) 「自治会町内会に対する依頼業務の取扱いについて」（平成17年4月1日市協地第262号副市長依命通達）
- (2) 「自治会町内会に対する依頼業務の軽減について」（平成18年5月31日市地活第59号市民活力推進局長通知）

<担当>

市民活力推進局地域活動推進課 山本、朝倉

電話：671-2317 FAX：664-0734